

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成23年 6月13日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭
同 三 谷 節 三

1 措置を講じた部局

丸亀市長

丸亀市教育委員会

丸亀市選挙管理委員会

2 監査実施日及び監査の種類

平成22年8月19日から平成23年2月22日まで

定期監査

3 監査の結果に関する報告の提出日

平成23年3月16日

4 措置通知年月日

平成23年5月25日付け

5 指摘事項及び講じた措置の内容

別紙のとおり

平成 22 年度監査の結果に関する
報告に基づき丸亀市長等が講じ
た措置の通知内容

平成 23 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

監査結果指摘事項

各課共通	企画財政部（企画課）	1～2
個 別	健康福祉部（福祉課・児童課）	2
個 別	都市経済部（農林水産課）	3
個 別	競艇事業部	3
個 別	消防本部	3
個 別	生活環境部（クリーン課）	4
個 別	教育部（少年育成センター・文化課・生涯学習課）	4～5
個 別	選挙管理委員会	5
個 別	企画財政部（飯山市民総合センター）	5～6

監査結果意見

各課共通	企画財政部（企画課）	6～7
個 別	保育所共通事項	7
個 別	小学校・中学校共通事項	7
個 別	健康福祉部（健康課）	8
個 別	都市経済部（建設課・商工観光課）	8
個 別	上下水道部（下水道課）	8
個 別	生活環境部（生活課）	9
個 別	消防本部（危機管理課）	9
個 別	教育部（文化課）	9

平成22年度監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

企画財政部 企画課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	<p>小額の修繕等で見積書を徴して決定をする際、業者から見積書を徴した後に詳細にチェックして施工金額を決定し決定印を押印した後、改めて施工金額による見積書を業者から徴しているが、改めて徴した見積書には決定のゴム印のみで決定印の押印が見られない。基本的に最初に徴した見積書で決定したのは施工金額の内部意思であり、改めて徴した施工金額による見積書は業者からの新たな申し込みとなることから、それに対して決定印を押印し決定とすること。</p>	<p>見積書を徴して施工金額を決定した後に改めて見積書を徴する場合であっても、決定印を押印するよう全庁に周知する。</p>
指摘	各課 共通	<p>契約書冒頭の契約者名が丸亀市（以下「甲」という。）となっている代表者名の記載漏れや支払条項において不明瞭な記載が多く見受けられるので、公文例規程に沿った契約書とすること。</p>	<p>契約者名に「丸亀市 代表者 市長 新井 哲二」と記載することとし、公文例規程に基づき、支払条項やその他の記載内容において不明瞭な表現を避けた契約書を作成するよう全庁に周知する。</p>
指摘	各課 共通	<p>代理人による入札で、委任状が「下記業務の見積に関する一切の権限を委任」となっているものや、代理人による見積りでも「下記業務の入札に関する一切の権限を委任」となっている委任状などが散見されるが、これらは無効な入札、見積りとなることから、入札執行及び見積り合せの際には契約規則及び入札心得に沿った提出書類となっているか、十分に確認し、適正に行なうこと。</p>	<p>（各課での入札において、契約目的の誤記や代理人の表示・押印漏れ等の不備を防ぐため）庁内LANの共通利用文書中に「入札書の書き方等」を、また、市のホームページには「丸亀市の入札について」として、契約規則等の契約に関する例規や入札心得等を掲載しているところである。今回、掲示板にも掲載することで、職員への周知徹底を図りたい。なお、業者に対しては、案件ごとの入札日、契約の目的及び履行場所等を記載した委任状及び入札書もしくは見積書の雛形を渡すよう周知している。</p>
指摘	各課 共通	<p>土地賃貸借契約において、「賃貸借期間が満了する1ヶ月前までにそれぞれ相手方に対して文書で特段の意思表示をしない場合は、契約を1年間更新する。」という自動更新契約が見受けられるが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を</p>	<p>土地賃貸借契約においては自動更新を是正し、相手方と協議の上で改めて長期継続契約への見直しを図るよう、全庁に周知する。</p>

		設けることはできないこととなっているので、次回契約更新時には長期継続契約も考慮した上で、契約の更新ごとに賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、改めて契約を締結すること。	
指摘	各課 共通	他団体の職員が庁舎を事務所として使用する場合は、行政財産目的外使用許可申請を提出させること。	他団体の職員が団体業務のために行政財産を使用している場合においては、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、内容を審査した上で許可の手続きをとるよう、再度全庁に周知する。

健康福祉部 福祉課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	綾歌健康づくりふれあいセンターの自動販売機の設置については、指定管理者が協定書等に定められている「利用者の利便性向上のため」のものであり、行政財産の目的外使用許可は必要ないと思われるが、利用者の利便性向上のために自動販売機を設置する場合には承認願いを提出させ、所管課は決裁行為により承認すること。	平成 23 年度から対応します。

健康福祉部 児童課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	現金受入票綴の冊番号は保育所ごとに全て 1 冊として交付しているので、出納員又は交付責任者は、冊番号が同じ番号にならないように連番として交付するように改めること。	ご指摘いただきました現金受入票綴の交付につきましては、保育所に既に交付していたため、次冊目以降の交付の際には、連番となるよう対応いたしております。
指摘	個別	各保育所幼児送迎用駐車場用地借上契約において、契約期間は単年度であるが、長期継続契約の様式により契約しており、特約事項など不明瞭な契約となっているので、改めること。	ご指摘のありました各保育所幼児送迎用駐車場用地借上契約につきましては、契約期間が単年度のものは、単年契約の様式に改めました。

都市経済部 農林水産課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	カワウ食害対策負担金の契約書では、契約者が中讃地区カワウ対策協議会であるにも係わらず、中讃地区漁業組合連合会の印を押印し、負担金の領収も中讃地区漁業組合連合会となっている。債権者を十分に確認した上で契約を締結すること。	今年度より負担金請求者と領収者を統一し、次年度からも同債権者で契約を締結いたしたい。

競艇事業部

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	ポートピア朝倉土地賃貸借契約は長期継続契約としているが、契約書に長期継続契約と明記されていないことや賃借料の支払い時期及び支払方法の記載が無いので、契約書に明記すること。また、この契約書の第4条で「前項に定める賃貸借期間が満了する2ヶ月前までにそれぞれ相手方に対して文書で特段の意思表示をしない場合は、本契約を3年更新する。以降も同様とする。」という、自動更新条項が入っているが、本来、次年度以降において経費の支出を伴う契約を締結するためには、債務負担行為等の予算措置を講じておく必要があるが、長期継続契約は条例で定める契約に限り、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できるものであることから、期間満了後は、双方が賃借料も含めて協議し、再度契約を締結すること。	本契約の期間満了後は、指摘事項に留意して長期継続契約の様式に改め、協議の上再度契約を締結するようにいたします。

消防本部

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	宝くじ助成備品や他から寄贈を受けた備品等の備品登録が出来ていないので、備品登録をすること。また、検査機器等で使用していないものは不用返納等の手続きをすること。	宝くじ助成備品や寄贈を受けた備品等の備品登録が出来ていない機器は、故障（修理不能）で使用出来ないため廃棄します。検査機器等で使用していないもの（経年劣化等）は、不用返納を実施しました。

生活環境部 クリーン課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	資源有価物売買契約で、アルミ缶、スチール缶の入札を同じ日に行っており、代理人による入札で2件纏めた委任状を徴してそれぞれ入札を行っているが、入札件名ごとに委任状を徴すること。また、委任状は徴しているが入札書に会社名及び代理人だけの記載で代表者名の記載がない入札書が見られた。見積り合せや入札執行に当たっては、契約規則及び入札心得に従って執行すること。	ご指摘のとおり改善を行いました。尚、契約規則及び入札心得に従って執行を行っています。

教育部 少年育成センター

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	少年を守る会の予算より、青少年健全育成推進協議会に会場使用料を流用しているが、事務局が同じだからといっても、他団体の予算を流用することは不適切であるので、青少年健全育成推進協議会で使用する経費は、その団体で手当てをすること。	本件会場使用料は、標記団体の総会開催時に必要であり、会計の運用上、苦慮してきたところであります。新年度からは、会場管理者と協議の上、総会後に補助金の運用手続きが可能となった時点で、支払いが出来るよう内諾を頂いているので、適正に処理致したい。

教育部 文化課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	文化振興事業補助金申請に添付されている収支予算書の支出の部で、次年度繰越金が予算計上されている。これは寄附金を貰って次年度以降で一定の額が溜まったら事業に充当するということであるが、地方自治法第208条の会計年度独立の原則では、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」と規定されていることから、どうしても次年度以降に充当しなければいけない特別な目的があるのであれば、基金等として別会計を設けて管理すること。	文化振興事業補助金の交付を受けている文化振興事業協議会では、事業に充当するため募金を積み立てています。これを平成22年度決算時、特別会計を設けて管理することとしました。

教育部 生涯学習課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	綾歌総合運動公園外指定管理委託、土器川体育センター外指定管理委託協定書第 16 条では、「乙は各年度ごとにあらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年の 10 月末日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。」と規定されているが、実際には指定管理者選定段階で何ヶ年かの事業計画をまとめて提出させ、それにより承認をしているので、各年度前に年度別事業計画書を提出する必要がないのであれば協定書を見直すこと。	上記 2 つの指定管理協定書における条項のうち、年度別事業計画書等の提出期日を、「各年度の前の年の 2 月末日までに乙は甲に提出すること」として変更協定を結んだ。なお、指定管理者選定の段階において、指定管理期間中の年度別収支計画を提出させているが、変更後の協定書に基づき、各年度前には事業計画書等を提出させることとした。

選挙管理委員会

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	参議院議員選挙及び香川県知事選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務を纏めて契約し、履行期間は 5 月 14 日から 9 月 6 日として、それぞれ支出負担行為を起し検査を行っているが、それぞれの検査調書の委託期間及び完了届の履行期間は選挙日が違う関係から、契約書の履行期間との相違が見られる。検査調書の委託期間及び完了届の履行期間については、契約書に記載された履行期間とすること。また、このような場合は仕様書等によりそれぞれの履行期間を定めて契約し、それに基づき検査検収を行うこと。	今後、同様の契約において同じ誤りをおこさないよう、選挙が続いて執行され、契約を纏めてしなければいけない場合は、仕様書等によりそれぞれの履行期間を定めて契約し、それに基づき検査検収を行なうこととする。

企画財政部 飯山市民総合センター

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	庁舎東側設置の電柱占用の行政財産目的外使用許可については、平成 19 年度の行政財産目的外使用許可申請書に期間満了後も継続使用をしたい旨が記載され、期間満了後も相手方から申請書が提出されていない。行政財産目的外使用許可申請については、更新の都度、申請書を提出させること。	平成 23 年度より、更新の都度、申請書を提出させます。

指摘	個別	備品現地監査において、電話台、テーブプリンター、卓球台などが不明であるので、不用返納等の事務処理を適正に行うこと。	不用返納の事務処理を行いました。
----	----	---	------------------

2. 意見

企画財政部 企画課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	各課共通	備品台帳に職員が使用している机、椅子で登録していないものが見受けられたので、速やかに備品登録をしていただきたい。また、使用していないものや使用不能な備品は不用返納等の手続きをしていただきたい。	平成 23 年度の備品台帳については、5 月 31 日までに見直しを行い、6 月になって新たな台帳が完成する予定である。今回、機構改革があったこともあり、備品登録については再確認し、不備が生じている点は至急訂正するように全庁に周知する。
意見	各課共通	土地、建物賃貸借契約において、市が貸す場合の規定は丸亀市行政財産の使用料徴収条例において定めているが、市が土地、建物を借りる場合の規定は定められていないので、各部署によって借上料にかなりのバラツキが見られる。幼稚園、保育所の幼児送迎用駐車場については、土地借上げの基本的な考え方の中で、固定資産税の倍額という明確な考え方を示しているが、その他の契約においては借上料の基準がないことから、契約時に苦慮しているのが現状のようである。今後、公平でスムーズな賃貸借契約が締結できるよう一定の基準を設けるなど、検討していただきたい。	土地、建物の借り上げについては、平成 20 年に行政改革の一環として調査し、バラツキについてはある程度の調整をしてきたところである。借上料については、貸主との協議も必要であり、一定の基準を設けることは困難である。今後、他市の例を調査するなど、検討課題とする。
意見	各課共通	自動販売機等の行政財産目的外使用許可に基づく使用料については、丸亀市行政財産の使用料徴収条例により、建物の中に設置した場合は再建築価額が基準とされ、建物外に設置した場合は土地の固定資産評価額が基準となるため、全く評価が違っている。また、同じ敷地内に複数の建物がある場合は、建物ごとに再建築価額が異なるため、それぞれ使用料が異なっているが、公平性の観点からも同じ敷地内については使用料を統一できないか検討していただきたい。	自動販売機等の行政財産目的外使用に基づく使用料の統一については、条例改正が必要となってくることから、他市の例を調査するなど、今後の検討課題とする。
意見	各課共通	行政委員の旅費については、丸亀市職員の旅費支給条例の例により支給することとなっており、県外出張の際の宿泊費については定額で支給しているが、丸亀市職員の旅費支給条例第 19 条の旅費の	丸亀市の特別職の職員で非常職のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、特別職の職員が公務のために旅行したときは、一般職の職員にそれぞれ支給する旅費額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支

	<p>調整においては「この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」となっている。また、職員課からの平成 22 年 1 月 6 日付けの旅費計算についての通知文書でも宿泊費は実費とすることとなっているので、宿泊費は概算で支出し、出張終了後に精算できないか検討していただきたい。</p>	<p>給の例により支給するとある。 宿泊費の実費支出については、精算等の事務が生じるため、総務担当者会にて検討する。</p>
--	--	---

保育所共通事項

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>ボランティア保険へは現在年間を通じて加入しているようであるが、ボランティア活動以外には保険適用されないことから、行事毎にその都度加入する場合とどちらが有利であるか検討していただきたい。</p>	<p>ボランティア保険は「活動保険」と「行事保険」とに区分され、いずれの保険が有利であるかを検討した結果、「行事保険」は行政が主催する行事については社会福祉協議会が共催、後援等の関連性がないと保険対象とならないこと、また年間行事件数に1行事あたりの最低保険料を乗じて経費を算出すると割高になることから、今までどおり、「活動保険」に継続して加入することといたしたい。 なお、経費等については今後も注意深く情報収集しながら、無駄がなく、効率的な予算を計上するよう対応してまいりたい。</p>

小学校・中学校 共通事項

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>就学奨励費の受給申請書における民生委員の所見が付されていないものが多いという問題については、制度上の趣旨を踏まえ、他市の状況も参考にした上でそのあり方について、検討していただきたい。</p>	<p>就学奨励費の受給申請に係る民生委員の所見に関しては他市の状況を参考に、民生委員が聞き取り等で現状を把握し、受給対象と判断したら署名により意思表示するという形に制度改正を行い、平成 23 年度から施行した。</p>

健康福祉部 健康課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	丸亀市医師会地域医療協力費は、仕様書で具体的にお願いする内容がないようであるが、医師会内の調整費が必要であれば、医師会に具体的に業務をお願いする際の経費に含めて支出すればいいのではないかと思われる。	地域医療協力費は、具体的に業務内容を限定できない医療機関等における諸々の調整業務にかかるものであり、新型インフルエンザ対応などの突発的なものも含んでいます。具体的な業務に区分できるものについては、補助金から委託料への変更も検討します。

都市経済部 建設課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	丸亀港港湾施設使用料徴収収納事務委託でシルバー人材センターと契約を締結しているが、港湾施設使用料受入票綴受払簿での受領印は法人印ではなく、集金人が分任出納員を通じて管理者及び会計管理者に届出をした港湾施設使用料受入票綴に使用する印鑑で受領するようにできないか検討していただきたい。	上記の検討事項につきまして、ご指摘のありました港湾施設使用料受入票綴受払簿への受領印につきましては、新年度（平成 23 年 4 月 1 日）より集金人が分任出納員を通じて管理者及び会計管理者に届出をした港湾施設使用料受入票綴に使用する印鑑で受領することにいたします。

都市経済部 商工観光課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	丸亀お城まつり協賛会から、丸亀お城まつり実行委員会に補助金を支出しているが、市の被補助団体から他の団体に補助することの可否について再度検討していただきたい。	平成 23 年度においては、丸亀お城まつり実行委員会に対し、委託料で支出するように予算措置をしています。

上下水道部 下水道課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	水質汚濁防止法に基づく有害なものを排出する恐れのある事業場や小規模な飲食店、ガソリンスタンド等油分を扱う事業場にはきめ細やかな指導をしていただきたい。	下水道法第 13 条の規定による立入調査で、水質基準を上回る排水事業者に対しては原因と対策の文書の提出及び指導回数を増やすなどの立入を強化し、適正な下水排除水質を保つよう指導してまいります。

生活環境部 生活課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	各コミュニティの運営助成金の繰越額が多く見受けられるが、事業内容を精査し原因を調査した上で、運営助成金として必要な額を助成するように再度見直していただきたい。	繰越額については、各コミュニティの活動状況、それに伴う経費、その財源によりばらつきがあるが、次年度の助成金交付までの、年度当初の運営活動費を賄うためにも必要である。 また、助成金交付の際に、「助成金は目的に応じて適切に執行し、多額の繰越金が発生しないよう、また、繰越金を積み立てることはできない」旨を周知している。

消防本部 危機管理課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	気象台より市町別に気象情報の警報や注意報が出るようになったが、危機管理については、危機管理課が主体性をもって、各課と協力しながら対応をしていただきたい。また、丸亀市地域防災計画に基づき災害発生時の職員初動対応マニュアルの見直しをすることだが、マニュアルの見直しに当たっては、災害発生時に効果的に機能できるよう、具体的な内容にしていただきたい。	職員初動マニュアルを平成 23 年度のできるだけ早い時期までに、各部に関する所掌事務等を具体的な内容にします。

教育部 文化課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	埋蔵文化財の分布範囲内の開発行為については、事前に協議をするように以前から建設担当課にお願いをしているが、建設工事の際に市の関係課が埋蔵文化財のあることを知らなかったという事例があったことから、今後、こういったことがないように建設担当課等に再度周知をしていただきたい。	埋蔵文化財の分布範囲については、全てが把握できておらず、所在等の確認ができていないものについては「周知の埋蔵文化財包蔵地」として遺跡地図等により、文化財保護担当課にて確認できるようにしている。これは包蔵地の確認をする度に変更しているので配布に適していない。しかし、今回の件を受け、平成 22 年度時点の遺跡地図及び開発行為をする前段階における文化財保護担当への照会・相談についての依頼文書を建設行政連絡協議会に対し、平成 23 年 3 月 29 日付けで提出し、周知した。